

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社（以下「事業場」という。）に雇用され、タクシー運転手として業務に従事していた。
- 2 請求人は、平成〇年〇月〇日、出社点呼後、出庫準備中に急にろれつが回らなくなり、C病院に緊急搬送され、「右アテローム血栓性脳梗塞」（以下「本件疾病」という。）と診断された。
- 3 本件は、請求人が本件疾病は業務上の事由によるものであるとして療養補償給付の請求をしたところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)
- 2 原処分庁
(略)

第4 争 点

請求人の本件疾病が業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人に発症した疾病名及びその発症時期については、D医師作成の平成〇年〇月〇日付け意見書によれば、請求人は同年〇月〇日に本件疾病を発症したものとされ、E医師作成の同年〇月〇日付け意見書においても同様の意見が認められるところであり、当審査会としても、請求人の症状経過及び医学的所見を精査したところ、請求人は平成〇年〇月〇日に本件疾病を発症したものと判断する。

(2) 本件疾病の発症に係る業務起因性の判断基準である「脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の認定基準について」（平成13年12月12日付け基発第1063号。以下「認定基準」という。）の要旨は、決定書理由に記載のとおりである。

(3) 労働時間の算定について

請求人は、平成〇年〇月〇日付け電話聴取書において、データに関して「一番、信頼できるのは、タコメーターです」と述べており、また、監督署は、同年〇月〇日作成の調査復命書において、「タコメーターのデータが、最も信憑性が高いと判断でき、タコメーターのデータを基本に労働時間の推計を行った」として、請求人や事業場の同僚から聴取した結果を基に、タコメーター)の記録紙であるタコグラフに記録されている時刻の、①30分前を始業時刻、②1時間後を終業時刻、③請求人は休憩時間を取らなかったものとして、監督署の調査当時における請求人の主張を考慮して、請求人の労働時間を推計し、算定している。

したがって、タコメーターによる記録データ（タコグラフ）を基に監督署長が認定した労働時間は、妥当なものであると判断する。一方、請求人は、運転日報に添付されているタコグラフは、後から事業場が日付と「F」のスタンプを押したものであって、請求人が入庫後に運転日報とともにタコグラフを渡し

たときは同タコグラフには何も印字されていない状態だったのであるから、運転日報添付のタコグラフが本当に請求人の提出したものかわからない、事業場が監督署に提出した運転日報の文字は請求人のものではないことから、不正な運転日報のデータを基に判断した本件処分は誤りである旨主張するが、仮に事業場が他の従業員のタコグラフと差し替えたとすると、当該タコグラフの記録と運転日報に記載した時刻との整合性を欠くこととなるが、そのような事実は認められず、当該運転日報が事業場によって偽造されたものとはにわかに信じ難いことから、請求人の主張には理由がない。

(4) そこで、上記認定基準に照らして、以下のとおり検討する。

ア 異常な出来事への遭遇について

本件疾病の発症直前から前日までの間において、本件疾病の発症日は出勤直後の発症であり、その前日は休日であったことから、請求人が業務上異常な出来事に遭遇した事実は認められない。

イ 短期間の過重業務について

本件疾病発症前おおむね1週間において、請求人の時間外労働時間数は12時間55分であり、休日も発症前日及び同前々日の2日間確保されていたことから、特に過重な身体的、精神的負荷となる短期間の過重業務に従事したとは認められない。

ウ 長期間の過重業務について

本件疾病発症前おおむね6か月間において、請求人の時間外労働時間数は、発症前1か月目が53時間00分であり、発症前2か月間ないし6か月間までの平均時間外労働時間で最大となるのが発症前2か月間平均の57時間27分である。また、請求人の本件疾病発症前6か月間における休日は、月に7日ないし14日確保されていたことが認められる。

したがって、本件疾病発症前1か月ないし6か月において、請求人が著しい疲労の蓄積をもたらす特に過重な業務に従事したとは認められない。

エ 労働時間以外の負荷要因について

請求人は、本件疾病の発症日まで約12年間タクシーの運転業務に従事してきており、その経験等からみて、本件疾病の発症前において、特に過重な身体的、精神的負荷となる業務に就労していたとはいえない。

また、請求人の所定労働時間は午後7時30分から午前6時であり、午後

10時から午前5時までの深夜時間帯を含むが、請求人にとってはそのような勤務が常態であって、勤務時間が不規則に変化する業務ではなく、昼間の勤務への変更や出張もないことから、認定基準における拘束時間の長い勤務、不規則な勤務、交替制勤務・深夜勤務、出張の多い業務には該当しない。

さらに、本件疾病の発症日は冬季であったが、タクシー車両にはエアコンが常備されていることから、寒冷にはならない一定の作業環境が保たれていたものと考えられる。

オ 業務以外の要因について

請求人は、平成〇年〇月〇日、G医院で「高血圧症」と診断され、降圧剤の処方を受けたが、その後の受診記録は認められず、平成〇年〇月〇日実施の定期健康診断において、血圧は最高183／最低124、脂質も総コレステロール287mg/dl、中性脂肪526mg/dl、LDLコレステロール128mg/dlと高い数値であったことが認められる。

(5) 上記のとおり、請求人の本件疾病は認定基準の対象疾病に該当するものの、「異常な出来事への遭遇」、「短期間の過重業務」及び「長期間の過重業務」のいずれも認められないことから、当審査会としても、請求人の本件疾病の発症は業務上の事由によるものとは認められない。

(6) このほか、請求人のその余の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するに足るものは見いだせなかった。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。